

報告第 8 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求めらる。

令和 2 年 6 月 2 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

提案理由

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための感染症防疫等作業に従事した職員の特務手当の支給に関する特例を定める必要があるため。

専決第 1 1 号

八幡浜市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

標記条例の制定につき、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第
1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 5 月 1 8 日

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

八幡浜市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 1 7 年条例第 4 7 号）の一部
を次のように改正する。

附則に次の 3 項を加える。

（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための感染症防疫等
作業手当の特例）

3 第 3 条に定めるもののほか、感染症防疫等作業手当は、新型コロナウイルス
感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 1 1 号）第 1 条に
規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」とい
う。）から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る次項各号に
掲げる作業に従事した職員に支給する。

4 前項の手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に掲げる
額とする。

(1) 新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触
し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準
ずると認める作業に従事した場合 日額 4, 0 0 0 円

(2) 新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者が死亡し、その死
体の運搬に従事した場合 1 体につき 7, 0 0 0 円

(3) 前 2 号に掲げる作業以外の作業に従事した場合 日額 3, 0 0 0 円

5 附則第 3 項の規定による感染症防疫等作業手当を支給するときは、第 3 条に
規定する手当は支給しない。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の八幡浜市職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、令和2年2月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、職員が新条例の規定を適用したとするならば新条例附則第3項の作業に該当することとなるものに従事した場合についても適用する。

(感染症防疫等作業手当の内払)

- 3 令和2年2月1日からこの条例の施行の日の前日までの間にこの条例による改正前の八幡浜市職員の特殊勤務手当に関する条例第3条の規定により支給された感染症防疫等作業手当のうち、新条例附則第3項の作業に係るものは、同項の規定による感染症防疫等作業手当の内払とみなす。